

兵庫県公報

令和7年6月17日 火曜日 第626号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止、変更及び休止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	4
○ 土地収用法に基づく事業の認定（起業者 姫路市）（用地課）	5
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	6
○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく事務の委託（住宅政策課）	6
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（建築指導課）	7
公 告	
○ 令和7年兵庫県功労者表彰（秘書課）	7
○ 寄附者の顕彰（同）	12
○ 立入調査権限者身分証票無効公告（男女青少年課）	12
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	12
○ 同 上（同）	14
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	14
○ 同 上（同）	16
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 令和7年二級建築士試験の実施に関する事項の変更（試験実施の場所の変更）（建築指導課）	19
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	19
○ 同 上（同）	19
正 誤	
○ 令和7年5月30日付け兵庫県公報第2号外中	20

告 示

兵庫県告示第522号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
みうち耳鼻咽喉科クリニック	芦屋市呉川町15-23	令和7年5月1日
いとなが内科クリニック	同 町15-23 芦屋呉川メディカルテラス2階	同
スギ薬局 芦屋呉川町店	同 町15-23 芦屋呉川メディカルテラス1階	同
よしだ歯科	伊丹市南野2-6-21	令和7年5月20日
石井歯科医院	同 市荒牧南2-1-23	同 年4月1日
訪問看護ステーションアンジュ	同 市中央5-1-18-304	同 年5月1日
ひおかファミリー内科	加古川市加古川町美乃利452-2	同
にじいろ薬局 ひおか店	同 町美乃利449-7	同
みどり薬局 加古川店	同 市平岡町一色93	令和7年4月1日
訪問看護ステーションよつは加古川	同 市神野町西条902-2	同 月15日
みどり薬局 赤穂店	赤穂市尾崎3154-63	令和7年4月1日
うらはま内科	宝塚市安倉南1-20-25	同
ながいキッズクリニック	同 市川面4-1-55	同
医療法人黒木歯科医院ファミリーセンター歯科	同 市中山桜台2-2-1 中山ファミリーセンター2F	同
にしいち調剤薬局 ゆずり葉台店	同 市ゆずり葉台3-1-1	同
にしいち調剤薬局 宝塚店	同 市野上1-1-7	同
訪問看護ステーションみのりTOKINO 宝塚	同 市栄町3-3-7 ザ・サンタクス宝塚駅前 304号	同
みどり薬局 川西店	川西市火打1-7-13 ベストハウスキセラ1階	同
訪問看護ステーション HAL	同 市火打2-8-18 センターヒルズ101	同
森岡歯科医院	小野市黒川町12-1	同
ヨルソラ歯科クリニック	三田市福島1-19An Claire. 102	同
藤内科消化器診療所	丹波市柏原町南多田 ヒユタ686-1	同
イオン薬局社店	加東市社1126-1	令和7年5月1日
ライフ薬局東条店	同 市新定559-1	同 年4月1日
訪問看護ステーションしらさぎ	加古郡稲美町六分一1175-37	同
薬局 さくら	多可郡多可町八千代区下村109-5	同
訪問看護ステーションココエル 太子	揖保郡太子町矢田部176-4-2	同



兵庫県告示第523号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止、変更及び休止の届出があった。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
本田外科胃腸科	芦屋市宮川町5-11
芦屋橋本クリニック	同 市業平町6-31
一般社団法人佳純会 AKクリニック	同 市精道町10-17 芦屋プラザ203号
芦屋もの忘れと心の診療所	同 市西山町11-18 CH.158 3階
芦屋川皮フ科クリニック	同 町11-18 CH.158 2階
石井歯科医院	伊丹市荒牧南2-1-23
日本調剤近畿中央病院前薬局	同 市車塚3-1
キリン堂薬局伊丹千僧店	同 市千僧4-250-1
みどり薬局加古川店	加古川市平岡町一色93
みどり薬局赤穂店	赤穂市尾崎3154-63
松本内科医院	宝塚市安倉南1-20-25
ながいキッズクリニック	同 市川面4-1-55
ファミリーセンター歯科	同 市中山桜台2-2-1 中山ファミリーセンター2F
キリン堂薬局 三木大村店	三木市大村115-1
井上歯科医院	川西市見野2-23-1
カラー歯科クリニック	同 市栄根2-25-8
北摂調剤のせぐち駅前薬局	同 市栄町11-1 ラソラ川西3F
みどり薬局川西店	同 市火打1-7-13 ベストハウスキセラ1階
森岡歯科医院	小野市黒川町12-1
宮崎クリニック	丹波市柏原町南多田686-1
あおぞら薬局	同 市氷上町谷村939
ライフ薬局東条店	加東市新定559-1
桐月歯科医院	神崎郡神河町吉富1622-1
はまかぜ眼科クリニック	美方郡新温泉町二日市184-1

2 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
訪問看護ステーションヒューマン	伊丹市鴻池1-8-21-2	所在地
藤岡内科眼科医院	加古川市西神吉町大国670-7	名称
SUHADA CLINIC きじま皮膚科逆瀬川本院	宝塚市逆瀬川1-2-1 アピア1 4階	同上
しゅういち矯正歯科クリニック	川西市小戸2-2-23	同上
川西あおき歯科・矯正歯科	同 市見野2-24-11 アークビル2階	同上
もり整形外科	三田市高次1-10-10	名称及び開設者

3 休止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
八木小児科	たつの市龍野町大道字別荘59-1



兵庫県告示第524号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する機関を次のとおり指定した。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術者の住所又は施術所及び所在地	指定年月日
尾崎 晶子	伊丹市安堂寺町3-22	令和7年4月1日
宮垣 主城	豊岡市但東町中山682-2	同 月16日
平山 道一	加東市喜田1-6-14	同



兵庫県告示第525号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地
サカセ台薬局	宝塚市逆瀬台1-7-1-111 逆瀬台マンション



兵庫県告示第526号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 起業者の名称

姫路市

2 事業の種類

（仮称）道の駅姫路整備事業及びこれに伴う普通河川付替工事

3 起業地**(1) 収用の部分**

兵庫県姫路市飾東町豊国字八反田、字村前及び字川ノ上地内

(2) 使用の部分

兵庫県姫路市飾東町豊国字八反田地内及び字八反田地先にあたる二級河川天川の河川区域の一部

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、兵庫県姫路市飾東町豊国地内における「（仮称）道の駅姫路整備事業及びこれに伴う普通河川付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「（仮称）道の駅姫路整備事業」（以下「本体事業」という。）は、行政窓口を兼ねる道の駅を整備する事業であり、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当するとともに、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される用水路兼普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である姫路市は、必要な財源措置を講じ、専任職員による組織体制を整備していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性**ア 得られる公共の利益**

「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域連携機能」、「広域防災拠点機能」、「交通結節機能」、「観光ゲートウェイ機能」、「多目的広場」、「こどもの遊び場」を備えた道の駅の完成により、地域振興、産業活性化及び防災機能向上の相乗効果が期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が自然環境に及ぼす影響は軽微で、起業地は埋蔵文化財包蔵地に指定されていない。仮に埋蔵文化財や絶滅危惧種が確認された場合は、専門家の助言により対応する体制である。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地の候補地から、社会的条件、技術的条件及び経済的条件に基づき、適切な起業地が選定されている。

さらに、本体事業の施行に伴う普通河川付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

エ 総合的判断

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

自動車利用による観光客の増加対策、地域の活性化及び防災拠点の整備は、いずれも早期に事業効果を発揮する必要がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

現在の河川又は水路が残存する範囲は使用、その他の範囲は収用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

ウ 総合的判断

本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

姫路市役所



兵庫県告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年6月17日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和7年6月17日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 小野志方線	小野市福甸町字黒岩71番9から 同 市福甸町字三ツ塚219番1まで	旧	7.0から 19.0まで	187.0	
	小野市福甸町字黒岩71番9から 同 市福甸町字三ツ塚219番1まで	新	10.0から 25.0まで	184.0	



兵庫県告示第528号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の12第1項の規定に基づき、指定認定事務支援法人に次のとおり事務を委託した。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 指定認定事務支援法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
一般社団法人兵庫県マンション管理士会
神戸市中央区相生町四丁目3番1号神戸ストークビル801号
代表理事 玉田一成
- 委託開始の予定年月日
令和7年6月17日
- 委託終了の年月日

令和8年3月31日

4 委託事務の内容

法第5条の12第1項各号に掲げる事務



兵庫県告示第529号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 商号又は名称 株式会社住宅センター
- 2 代表者氏名 白丸 昇三
- 3 事務所所在地 宝塚市売布東の町20番17号
- 4 免許証番号 兵庫県知事（13）第200209号
- 5 免許年月日 令和4年7月10日

公 告

令和7年兵庫県功労者表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条の規定により、令和7年兵庫県功労者として令和7年5月3日に次の者を表彰した。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

県勢高揚功労（4名）

- | | | |
|--------|--|----------------------|
| 白 井 真 | 神戸親和大学教授 | 神戸市東灘区 |
| 木 下 紘一 | 株式会社ホテルニューアワジ代表取締役会長
前洲本商工会議所会頭 | 洲本市 |
| 黒 田 賢一 | 書家
文化功労者 | 神戸市中央区
(正筆会事務所) |
| 増 田 明美 | 神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会
会長
日本パラ陸上競技連盟会長 | 東京都港区
(有限会社木脇事務所) |

県政功労（14名）

- | | | |
|----------|--------------------|-----------|
| 庄 本 えつこ | 兵庫県議会議員 | 西宮市 |
| 大 豊 康 臣 | 兵庫県議会議員 | 加西市 |
| 高 橋 みつひろ | 兵庫県議会議員 | 神戸市西区 |
| 吉 岡 たけし | 兵庫県議会議員 | 神戸市垂水区 |
| 門 隆 志 | 兵庫県議会議員 | 宝塚市 |
| 岡 つよし | 兵庫県議会議員 | 加古郡稲美町 |
| 中 田 英 一 | 兵庫県議会議員 | 三田市 |
| 戸井田 ゆうすけ | 兵庫県議会議員 | 姫路市 |
| 奥 谷 謙 一 | 兵庫県議会議員 | 神戸市北区 |
| 谷 口 泰 司 | 兵庫県障害福祉審議会会長 | 加古郡稲美町 |
| 平 林 弘 久 | 阪神南・阪神北感染症診査協議会委員長 | 芦屋市 |
| 永 井 光 弘 | 兵庫県建設工事紛争審査会会長 | 相生市 |
| 檜 谷 美恵子 | 兵庫県住宅審議会会長 | 京都府京都市左京区 |
| 八 木 雅 夫 | 兵庫県景観審議会会長 | 福岡県大牟田市 |

自治功勞（18名）

山本 実	たつの市長	たつの市
森山 敏夫	元尼崎市副市長	神戸市西区
本田 圭	兵庫県行政書士会副会長	宝塚市
河南 忠和	神戸市議会議員	神戸市中央区
松岡 廣幸	姫路市議会議員	姫路市
井川 一善	姫路市議会議員	姫路市
寺井 吉広	明石市議会議員	明石市
三木 浩一	たつの市議会議員	たつの市
赤木 和雄	たつの市議会議員	たつの市
田中 耕	宝塚市議会議員	宝塚市
関口 正人	三田市議会議員	三田市
渡邊 拓道	丹波篠山市議会議員	丹波篠山市
前田 えり子	丹波篠山市議会議員	丹波篠山市
谷口 博文	南あわじ市議会議員	南あわじ市
太田 善雄	淡路市議会議員	淡路市
岡田 千賀子	播磨町議会議員	加古郡播磨町
岸本 正人	香美町議会議員	美方郡香美町
宮本 泰男	新温泉町議会議員	美方郡新温泉町

学術教育功勞（16名）

大向 雅人	明石工業高等専門学校教授	加古郡稲美町
荻野 昌弘	関西学院大学名誉教授	西宮市
笠原 恵	兵庫教育大学大学院教授	明石市
西谷 拓哉	神戸大学大学院教授	京都府京都市北区
福岡 賢二	コンピュータ総合学園常務理事	神戸市中央区
松井 徳光	武庫川女子大学教授	奈良県生駒市
柳屋 孝安	関西学院大学名誉教授	宝塚市
石川 順子	前啓明学院中学校教頭	明石市
石原 康司	元神戸弘陵学園高等学校教諭	神戸市西区
柿花 緑	藤ヶ丘幼稚園園長	川西市
喜多 牧子	神戸女学院中学部・高等学部教諭	西宮市
齋藤 満知子	神戸滋慶学園常務理事	神戸市中央区
野村 勝	雲雀丘学園中学校・高等学校教頭	尼崎市
不老 伊知郎	元滝川中学校・高等学校教諭	神戸市西区
渡部 慎	夢野学園理事長	神戸市中央区
藪田 貫	前兵庫県立歴史博物館長	大阪府三島郡島本町

地域活動功勞（17名）

岩坂 純一郎	東播磨文化団体連合会副会長	加古川市
植木 保	元日本ボーイスカウト兵庫連盟宍粟第3団委員長	宍粟市
上居 宏次	淡路人形協会副理事長	南あわじ市
久保 三男	神戸市老人クラブ連合会副理事長	神戸市北区
砂川 辰義	高砂市連合自治会理事	高砂市
田中 律子	兵庫県播磨地区里親会副会長	姫路市
中山 光子	宝塚NPOセンター理事長	宝塚市
橋本 良明	北播磨補導委員連絡協議会会長	加東市
前野 良造	西播磨文化協会連絡協議会副会長	宍粟市
増南 文子	丹波地区更生保護女性会会長	丹波市
山口 昇次	尼崎市社会福祉協議会副理事長	尼崎市
済 葆子	前但馬芸術文化会議会長	豊岡市
浅利 東子	統計調査員	尼崎市

今村由美子	統計調査員	神戸市須磨区
上野洋子	統計調査員	高砂市
山下順子	統計調査員	姫路市
山根敏子	統計調査員	神戸市東灘区
文化功労（6名）		
吾妻秀扇	兵庫県舞踊文化協会理事	神戸市灘区
荒田祐子	大阪音楽大学教授	神戸市東灘区
岩永栖邨	元兵庫県書作家協会理事長	姫路市
椿野伸仁	兵庫県児童合唱連盟理事長	加古川市
安惠隆司	兵庫県日本画家連盟理事長	京都府京都市伏見区
安田眞矢	兵庫県洋舞家協会理事	西宮市
女性活動功労（8名）		
大城代幸子	東灘区連合婦人会副会長	神戸市東灘区
河野和子	兵庫県更生保護女性連盟常務理事	神戸市垂水区
角絹代	東灘区連合婦人会会計	神戸市東灘区
永田公子	兵庫県連合婦人会副会長	伊丹市
延澤美代子	兵庫県更生保護女性連盟理事	姫路市
春名修恵	兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会理事	宍粟市
松田静	兵庫県生活研究グループ連絡協議会会長	赤穂市
山口貴子	兵庫県商工会女性部連合会常任理事	赤穂郡上郡町
青少年育成功労（2名）		
笠原章雄	日本ボーイスカウト兵庫連盟指導者委員長	西宮市
中山正樹	兵庫県スポーツ少年団副本部長	川西市
防災功労（7名）		
岩元敏明	兵庫県冷凍設備保安協会副会長	神戸市須磨区
齋藤富雄	関西国際大学名誉教授	神戸市中央区
谷川三郎	人と防災未来センター語り部ボランティア	神戸市北区
津久井幸子	人と防災未来センター語り部ボランティア	神戸市灘区
西雅一郎	人と防災未来センター語り部ボランティア	神戸市灘区
馬場正一	兵庫県社会福祉協議会事務局長	川辺郡猪名川町
濱田政則	前アジア防災センター長	神奈川県横浜市鶴見区
消防功労（6名）		
田中一裕	前丹波篠山市消防団団長	丹波篠山市
中村裕彦	赤穂市消防団団長	赤穂市
樋口満	加古川市消防団団長	加古川市
三好啓一	前高砂市消防団団長	高砂市
小山覚之	前尼崎市消防局長	伊丹市
吉田優	前明石市消防局長	神戸市西区
福祉功労（23名）		
伊豆島光子	兵庫県遺族会常任理事	西宮市
内海育子	兵庫県手をつなぐ育成会副理事長	揖保郡太子町
河上紀子	兵庫県精神福祉家族会連合会理事	尼崎市
川島武志	兵庫県老人福祉事業協会副会長	赤穂市
小島敏子	兵庫県遺族会常任理事	小野市
松重君予	兵庫県母子専門相談員	西宮市
山岸洋之	兵庫県介護老人保健施設協会理事	宍粟市
薄井よしみ	第2なすみ保育所保育士	神戸市西区
工藤誠一	兵庫県尼崎地区里親会会長	尼崎市
戸田潔子	秋津こども園園長	三木市

藤尾直美	ナーシングピア加西生活支援員	加東市
山本聡子	播磨中央こども園園長	加古川市
山本美津江	児童養護施設若草寮副施設長	養父市
勇内洋子	神崎郡婦人共励会会長	神崎郡福崎町
大森正	民生委員・児童委員	姫路市
河野眞理	民生委員・児童委員	神戸市中央区
福住美壽	民生委員・児童委員	宝塚市
宮岡秀司	民生委員・児童委員	養父市
本岡好子	民生委員・児童委員	加古川市
山谷博基	民生委員・児童委員	神戸市北区
青井知子	人権擁護委員	姫路市
藤原芳一	保護司	神崎郡神河町
森田龍司	保護司	朝来市
健康功労（11名）		
末瀬裕一	神戸市長田区歯科医師会会長	神戸市長田区
大門美智子	兵庫県医師会常任理事	宝塚市
八田昌樹	兵庫県医師会会長	西宮市
松浦孝治	川西市歯科医師会会長	大阪府箕面市
渡邊節雄	赤穂市医師会会長	赤穂市
内海浩彦	兵庫県精神科病院協会理事	芦屋市
小林芳子	兵庫県愛育連合会監事	豊岡市
高橋千鶴	兵庫県歯科衛生士会会長	美方郡香美町
瀧山長利	兵庫県医薬品登録販売者協会会長	神戸市垂水区
中田和明	香美町国民健康保険兎塚歯科診療所・川会歯科診療所長	美方郡香美町
三宅圭一	兵庫県薬剤師会会長	川西市
生活消費功労（7名）		
張元永治	兵庫県中華料理業生活衛生同業組合理事長	神戸市中央区
立花隆	兵庫県公衆浴場業生活衛生同業組合副理事長	神戸市東灘区
辰己真一	兵庫県食肉生活衛生同業組合副理事長	神戸市中央区
日生下民夫	兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合副理事長	豊岡市
吉岡一博	生活衛生同業組合兵庫県興行協会理事長	姫路市
下川秀美	西播磨消費者団体連絡協議会監事	宍粟市
吉見温美	丹波消費者団体連絡協議会理事	丹波市
産業振興功労（26名）		
池上哲治	西宮商工会議所副会頭	神戸市東灘区
石村健	洲本商工会議所副会頭	洲本市
江見重人	相生商工会議所会頭	相生市
尾山基	神戸商工会議所副会頭	芦屋市
上月英子	宝塚商工会議所副会頭	宝塚市
高田真也	龍野商工会議所副会頭	たつの市
土肥貴弘	兵庫県中小企業団体中央会副会長	加東市
福谷耕治	伊丹商工会議所副会頭	大阪府茨木市
矢納利夫	西脇商工会議所副会頭	西脇市
内海淳	兵庫県卸酒販組合理事	たつの市
黒田泰義	全三木金物卸商協同組合理事長	三木市
春本新二	赤穂観光協会会長	赤穂市
福水寛	兵庫県電機商業組合播磨地方代表理事	たつの市
山口和弘	全国中小貿易業兵庫連盟副理事長	神戸市東灘区
市場博幸	播州算盤工芸品協同組合副理事長	加西市

大西 敦	兵庫県紙器段ボール箱工業組合副理事長	姫路市
桑畑 純也	神戸市機械金属工業会副会長	神戸市須磨区
澤田 朗	兵庫県酒造組合連合理事	西宮市
鈴木 浩	日本ケミカルシューズ工業組合副理事	神戸市長田区
高丸 正	協同組合尼崎工業会理事	西宮市
津村 慎吾	三木工業協同組合理事長	三木市
登 康行	淡路瓦工業組合副理事長	南あわじ市
山内 勝也	兵庫県鍍金工業組合理事長	明石市
山口 信二	神戸ファッション協会副会長	神戸市西区
寺本 督	株式会社淡路屋代表取締役社長	神戸市東灘区
藤本 繁行	株式会社協和製作所代表取締役社長	加西市
労働・技能功労（9名）		
田中 裕子	兵庫県経営者協会副会長	神戸市東灘区
森山 政行	元日本労働組合総連合会兵庫県連合会副会長	加古川市
倉垣 時弘	兵庫県杜氏組合連合会監事	丹波篠山市
瀬尾 彰良	兵庫県時計技能士会副会長	姫路市
竹中 弘	兵庫県建築大工技能士会副会長	豊岡市
田中 則夫	兵庫県自動車車体整備協同組合理事	豊岡市
中村 克之	兵庫県板硝子技能士会副会長	神戸市北区
橋本 玄信	兵庫県室内装飾事業協同組合技能士会副会長	神戸市東灘区
山本 好英	兵庫県タイル衛生陶器商組合副理事長	宝塚市
国際協力功労（1名）		
カルロス・マッサ・ラチ ーニョ・ジュニオール	パラナ州知事	ブラジル連邦共和国
農林水産功労（15名）		
稲谷 俊弘	兵庫県養蜂振興会理事	佐用郡佐用町
神澤 友重	みのり農業協同組合代表理事組合長	三木市
玉井 秀明	山田土地改良区理事長	淡路市
濱本 昭信	苅屋土地改良区理事長	たつの市
半田 勝彦	兵庫県獣医師会副会長	川西市
東川 晃志	兵庫県農業経営士会理事	赤穂郡上郡町
前澤 昌宏	元兵庫県農業経営士会理事	三田市
三井 俊樹	兵庫県農業機械商業協同組合副理事長	豊岡市
宮地 克壽	前寺内土地改良区理事長	南あわじ市
後藤 義彦	農事組合法人窪田町営農組合代表理事組合長	加西市
川崎 十九男	東播磨漁業協同組合代表理事組合長	加古川市
漣 勝也	前室津浦漁業協同組合代表理事組合長	淡路市
中塚 一裕	兵庫県木材業協同組合連合会副会長	姫路市
中道 忠憲	前北はりま森林組合代表理事組合長	多可郡多可町
前田 若男	福良漁業協同組合代表理事組合長	南あわじ市
食品流通功労（6名）		
秋田 昌宏	神戸水産物卸協同組合常任理事	神戸市兵庫区
田中 嘉彦	兵庫県パン商工組合理事	神戸市東灘区
中嶋 一三	姫路海産物卸協同組合理事長	姫路市
東村 具徳	兵庫県珍味商工協同組合副理事長	神戸市東灘区
八木 光夫	兵庫県菓子工業組合常任理事	神戸市兵庫区
安田 亨	兵庫県生麺協同組合専務理事	尼崎市
環境功労（5名）		
龍見 昭廣	西谷仕事人代表理事	宝塚市
田中 一良	兵庫県水質保全センター会長	南あわじ市

- 新澤 秀 則 兵庫県立大学名誉教授 宝塚市
- 西坂 越 次 元兵庫県猟友会監事 佐用郡佐用町
- 細見 武 憲 妙高山のクリンソウを守る会会長 丹波市
- 土木建設功勞（5名）**
- 上田 幸 孝 兵庫県建設業協会理事 丹波篠山市
- 川口 義 孝 兵庫県建設業協会理事 宝塚市
- 木嶋 一 二 兵庫県建設業協会常任理事 西宮市
- 関本 慶次郎 兵庫県建設業協会理事 姫路市
- 中西 優 兵庫県塗装工業協同組合理事長 神戸市北区
- まちづくり功勞（8名（うち1名非公表））**
- 大出 裕 崇 兵庫県宅地建物取引業協会常任理事 姫路市
- 岡 澄 彦 兵庫県建築会副会長 西宮市
- 岸本 富 男 兵庫県屋外広告美術協同組合副理事長 尼崎市
- 中根 睦 夫 兵庫県宅地建物取引業協会理事 明石市
- 橋本 育 子 兵庫県建築士会副会長 伊丹市
- 橋本 白 民 兵庫県空調衛生工業協会理事 神戸市西区
- 馬場 俊 一 兵庫県管工事業協同組合連合会理事 西宮市
- 地域安全功勞（4名）**
- 石井 健二郎 淡路交通安全協会会長 淡路市
- 稲井 博 行 長田交通安全協会会長 神戸市東灘区
- 金 鹿 功 三木防犯協会会長 三木市
- 丸尾 研 一 神戸西防犯協会会長 神戸市西区

寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 氏名及び住所

- 公益財団法人伊藤文化財団 神戸市灘区
- 高橋 淳 姫路市
- ソフトバンク株式会社 東京都港区
- 名田 稔 姫路市
- 播州信用金庫 姫路市

2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。

立入調査権限者身分証票無効公告

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

種 類	番 号	交付年月日	紛失年月日
青少年愛護条例第28条に規定する立入調査証明書	R7082	令和7年4月30日	令和7年5月20日

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール伊丹昆陽
所在地 伊丹市池尻四丁目1番1号ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	窪田博

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	長島巖

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	窪田博

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
株式会社ストライプインター ナショナル	岡山市北区幸町2-8	石川康晴
株式会社ワールド 外74者	神戸市中央区港島中町六丁目8番1号	上山健二

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤康之
株式会社ストライプインター ナショナル	岡山市北区幸町2-8	川部将士
株式会社アルカスイインターナ ショナル 外72者	神戸市中央区港島中町六丁目8番1号	阪本敏之

4 変更年月日

令和7年4月1日ほか

5 届出年月日

令和7年5月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年6月17日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年10月17日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール猪名川
所在地 川辺郡猪名川町白金二丁目1番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	大山一也

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社 外15者	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社 外15者	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤康之

4 変更年月日

令和7年3月1日

5 届出年月日

令和7年5月29日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年6月17日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年10月17日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ザグザグ加古川北在家店
所在地 加古川市加古川町北在家2699番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
株式会社ザグザグ 岡山市中区清水369番地2 森 信
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
株式会社ザグザグ 岡山市中区清水369番地2 森 信
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年1月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,223平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
34台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
7.33立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 閉店時刻
午前9時 翌午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
出入口2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和7年5月30日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
令和7年6月17日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和7年10月17日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)OTTO南芦屋浜
所在地 芦屋市海洋町4番11号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
株式会社マルハチ 神戸市中央区大日通一丁目2番18号 栗花正雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
株式会社マルハチ 神戸市中央区大日通一丁目2番18号 栗花正雄
外未定3者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年2月4日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,360平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
211台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
226台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
143平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
21.8立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 閉店時刻
午前8時 午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
出入口2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設①③④ 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設② 午前6時から午後8時30分まで
- 8 届出年月日
令和7年6月3日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年6月17日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年10月17日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フーディーズ神野店

所在地 加古川市新神野五丁目8-6

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

J A全農Aコープ株式会社

横浜市港北区新横浜三丁目2番地3

宗村達夫

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

J A全農Aコープ株式会社

横浜市泉区中田南三丁目2番38号

宗村達夫

イ 変更後

名称

住所

代表者の氏名

J A全農Aコープ株式会社

横浜市港北区新横浜三丁目2番地3

宗村達夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

J A全農Aコープ株式会社

横浜市泉区中田南三丁目2番38号

宗村達夫

外1者

イ 変更後

名称

住所

代表者の氏名

J A全農Aコープ株式会社

横浜市港北区新横浜三丁目2番地3

宗村達夫

外1者

4 変更年月日

令和7年4月1日

5 届出年月日

令和7年6月2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年6月17日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年10月17日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 JAファーマーズ・たじまんま和田山

所在地 朝来市和田山町枚田字キシノ下922-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
JA全農Aコープ株式会社	横浜市港北区新横浜三丁目2番地3	宗村達夫
たじま農業協同組合	豊岡市九日市上町550番地の1	太田垣 哲 男

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
JA全農Aコープ株式会社 外1者	横浜市泉区中田南三丁目2番38号	宗村達夫

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
JA全農Aコープ株式会社 外1者	横浜市港北区新横浜三丁目2番地3	宗村達夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
JA全農Aコープ株式会社 外1者	横浜市泉区中田南三丁目2番38号	宗村達夫

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
JA全農Aコープ株式会社 外1者	横浜市港北区新横浜三丁目2番地3	宗村達夫

4 変更年月日

令和7年4月1日

5 届出年月日

令和7年6月2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間
令和7年6月17日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限
令和7年10月17日

(2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



令和7年二級建築士試験の実施に関する事項の変更（試験実施の場所の変更）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により実施する令和7年二級建築士試験について、令和7年3月4日付け兵庫県公報第596号で公告した「二級建築士試験及び木造建築士試験の実施」の一部を次のとおり変更する。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 変更の内容

二級建築士及び木造建築士の学科の試験の試験実施の場所を「神戸市西区学園西町3-1 流通科学大学」に変更する。

2 問合せ先

公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部 電話（06）6942-2214
公益社団法人兵庫県建築士会 電話（078）327-0885



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西脇市野村町字八幡垣内1034番9から11まで、1038番、1039番、1039番1、1040番2、1040番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

西脇市西脇907番
第一不動産株式会社 代表取締役 岸本晃典

3 許可年月日及び許可番号

令和6年11月25日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-9号（6西脇）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年6月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三木市岩宮字宮ノ上375番13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

三木市平田二丁目1番地の7
株式会社TK商事 代表取締役 神行久美子

3 許可年月日及び許可番号

令和7年4月22日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-17-2号（6三木）

正 誤

○令和7年5月30日付け（兵庫県公報第2号外）

兵庫県公告（令和7年度当初予算の概要、令和6年度下半期の財政運営の状況及び地方公営企業の業務状況）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
80	第4表 予算の執行状況 1 収益的収入及び支出 (1) 収入 表中 第1款 流域下水道事業収益 執行額	29,755,310	29,755,300
80	第4表 予算の執行状況 1 収益的収入及び支出 (1) 収入 表中 第2項 営業外収益 執行額	14,058,645	14,058,635